

助成事業の申請のお知らせ

すこやかセンター内保健環境課では、次の助成事業を行っています。早めの申請をお願いします。

●申請期限 3月31日(水)

●一般不妊治療費助成

村内に住所を有する夫婦で不妊症と診断され一般不妊治療(ホルモン療法や人工授精など)を受けた治療費の一部を助成します。

令和2年3月～令和3年2月までの治療費

●任意予防接種費用助成

令和2年4月1日～令和3年3月末までに受けた予防接種費用
 ・おたふくかぜ・1歳から就学前相当年齢までに1回全額助成

・ロタウイルス

・ロタリックス(1価)・生後6週～24週までに2回全額助成

・ロタテック(5価)・生後6週～32週までに3回全額助成

・インフルエンザ・65歳未満の方
 に1回2,000円の助成(13歳

未満は2回)

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

子ども医療費受給者証についてのお願い

子ども医療制度では、お子さんの18歳到達後の最初の3月末で医療費受給の資格が喪失します。「子ども医療費受給者証」の有効期間が、令和3年3月31日までのお子さんは、3月末で資格が喪失することに伴い、受給者証を使用することができなくなります。

なお、有効期間の過ぎました「子ども医療費受給者証」は、返却の必要はありませんので、ご自宅で破棄してください。

●問合せ先

民生部住民課

犬・猫の避妊と去勢手術費用助成のお知らせ

村内で犬猫を飼養し、避妊・去勢手術を受けさせた方の費用を一部助成します。

●申請期限 3月31日(水)

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

ご存知ですか「飛鳥村結婚祝金」

本村では、新たに夫婦となった二人の門出を祝うとともに、本村の少子化対策、定住促進を図るため、結婚祝金を支給しています。まだ支給を受けていない方は、ぜひ申請してください。

♡ 支給対象者

- ・平成26年4月1日以降に婚姻届を出された方
- ・婚姻届が受理された日現在、夫婦あるいはどちらか一方が40歳以下の方
- ・婚姻届を提出してから1年以内に夫婦で同一世帯として本村に住民登録を行った方
- ・住民登録を行った日から継続して6カ月以上経過した方

♡ 支給申請

結婚祝金支給申請書を記入のうえ、戸籍謄本等を添えて申請してください。

♡ 交付金額

夫婦1組につき 5万円

♡ 問合せ先

民生部住民課





つくってみよう マイナンバーカード

マイナンバーカードがあれば・・・



- ①公的な身分証明書として使えます
- ②健康保険証として利用できるようになります
(令和3年3月予定)



通知カードは令和2年5月25日で廃止されています

- ・紛失してしまった場合には通知カードの再発行はできません
- ・住所や氏名に変更があった場合にはマイナンバーを確認する書類として通知カードを使用することはできません

通知カードがお手元がない方
戸籍届出や住民異動等で氏名・住所等の変更のある方は
マイナンバーカードの取得をお勧めします

マイナンバーカードの申請をお急ぎください



マイナンバーカードの申請をお手伝いさせていただきます

マイナンバーカードの申請方法がわからないという方に朗報です

マイナンバーカード申請のお手伝いとして

マイナンバーカード券面写真の撮影サービスを始めます

ご希望の方は通知カードや申請書を持参して

お電話で事前予約のうえ民生部住民課窓口までお越しください

※申請から約1カ月後にカードが出来上がったことをお知らせする通知書
(ハガキ)を送ります

通知書が届いたらご予約のうえ、ご本人の来庁により受け取りをお願いします

●問合せ先

マイナンバーカードに関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

マイナンバーカードの受け取りや予約に関すること 民生部住民課

高齢者・障がい者の方にタクシー料金の一部を助成します

高齢者等福祉タクシー

●対象者

- 在住の方で次のいずれかに該当する方
- ・介護保険で要介護または要支援認定を受けた方
令和3年度から40～65歳未満の認定者も対象となります。
 - ・ひとり暮らしの高齢者
 - ・高齢者のみの世帯
- ※ただし、施設入所者は除く

心身障害者(児)福祉タクシー

●対象者

- 在住の方で次のいずれかに該当する方
- ・身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障害を有する方
 - ・療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ※ただし、施設入所者は除く

共通事項

●助成内容

- ・利用券(年間36枚)は、1回の乗車につき1枚利用できます。
- ・1枚の上限は1,500円です。また、迎車回送料金として200円上乗せできます。ただし、リフト付きタクシーは、初乗運賃相当額と迎車回送料金(200円)を助成します。

●申請手続き

- ・すこやかセンター内福祉課窓口にて申請書を記入のうえ、提出してください。即日交付します。
- ・その際、介護保険被保険者証または各種手帳を提示してください。

●申請期間

4月1日(木)から随時受付します。

令和2年度に利用券の交付を受けた方未使用の利用券をお持ちの場合は、お早めにご使用ください。有効期限が過ぎた利用券は、すこやかセンター内福祉課まで返還してください。
《令和2年度利用券の有効期限》
3月31日(水)

●申請場所および問合せ先 すこやかセンター内福祉課

令和3年度運動広場使用登録申請のご案内

次の施設を使用される場合は、**年度ごとに**登録申請が必要です。

●運動広場(施設)

- ・東グラウンド(軟式野球) ※成人のみ利用可
- ・三福サッカー場
- ・古台ソフトボール場
- ・村民庭球場(クレー、ハード各2面)
- ・大宝サッカー場(小学生用)

●利用時間

午前9時～午後9時
(ただし、三福サッカー場、古台ソフトボール場は日没まで)

●対象

名簿に記載されるすべての方が在住または在勤の方
(注)登録申請時に、**責任者の印鑑と免許証等または勤務先を証明できるもの**(在勤証明書等)をお持ちください。

●申請受付開始

3月2日(火) (新規団体も随時受付)

●申請方法

村公式ホームページまたは公民館窓口にある申請書類に必要事項を記入のうえ同窓口へ提出してください。
(注)受付後、登録証発行まで**約2週間**かかります。

●問合せ先

中央公民館内生涯教育課

